

新型コロナウイルス感染症予防接種



新型コロナウイルス感染症予防接種は予防接種法のB類疾病に位置づけられ、個人の重症化予防を目的として、季節性のインフルエンザ予防接種と同様の「定期接種」として実施します。

実施期間	令和7年10月1日～令和8年2月28日まで
対象者	・ 接種日時点で、 65歳以上の方 ・ 接種日時点で、60～64歳の心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方(身体障害者手帳1級)
助成金額	7,800円
自己負担額	医療機関の接種費用から助成額7,800円を差し引いた額 (接種費用は医療機関により異なります。)
接種回数	1回 2回目以降は助成を受けることができません。
必要書類	・ 予診票 ・ 本人確認書類 (保険証(有効期限内に限る)又は資格確認書・マイナンバーカード・健康手帳(持っている方))

◆新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2(SARS-CoV2)による感染症です。

感染経路…感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出されるウイルスを含むしぶきを吸いこむことによる感染や目、鼻、口に直接的に接触することなどにより感染します。

症状…発熱、咳、鼻水、咽頭痛、倦怠感、頭痛、関節痛、筋肉痛など

予防…換気、状況に応じたマスクの着用、手洗い、手指消毒など

■新型コロナワクチン接種の副反応

重篤な副反応…まれにショックやアナフィラキシー(急性のアレルギー反応)がみられることがあります。接種後、比較的すぐに起こることが多いため、接種後30分間は特に注意してください。

その他の反応…注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

新型コロナワクチンと他のワクチン(インフルエンザ予防接種)の同時接種は、医師が必要と認めた場合に可能です。



※予防接種を受けることのできない方

- ・接種当日、明らかに発熱している方
- ・重い急性疾患にかかっている方
- ・ワクチンの成分に対しアナフィラキシーなどの重度の過敏症の既往歴のある方
- ・その他、医師が接種不適當な状態と判断した場合

※予防接種前に担当医師とよく相談をしなければならない方

- ・抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障がいのある方
- ・過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性不全症の方がいる方
- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がい等の基礎疾患のある方
- ・過去にけいれんを起こしたことがある方
- ・新型コロナワクチンの成分に対してアレルギーが起こるおそれのある方
- ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がでたことがある方
- ・その他、体調のことで心配のある方

※接種を受けた後の一般的注意事項

- ・予防接種後30分間は、副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡を取れるようにしましょう。
- ・副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ・入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- ・接種当日は普段通りの生活をしてもかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ・注射部位の赤み・はれ・痛みなどの局所反応が主にみられますが、通常数日以内に回復しています。

※ 接種場所の異常反応や体調の変化が現れたときは医師の診察を受けてください。

■予防接種健康被害救済制度について

I. 定期の予防接種の対象者

国が定める定期予防接種に係る救済措置「予防接種健康被害救済制度」の対象となります。

II. 任意の予防接種の方

市が加入する「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」等による救済措置の対象となります。

■任意接種

- ・「定期接種」の対象者でない方や接種時期以外で接種を受ける場合は「任意接種」となり、接種費用は自己負担となります。

お問い合わせ先

健康増進課 地域保健係

山川支所市民福祉課 健康福祉係

開聞支所市民福祉課 健康福祉係

Tel22-2111 (内線2629・2283)

Tel34-1113 (直通)

Tel32-3111 (内線4121)